

発議案第34号

インボイス制度の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月13日

八千代市議会議長 林 隆文 様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 飯川英樹 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 堀口明子 |
| | 同 | 伊原忠 |
| | 同 | 三田登 |

提案理由

国に対し、インボイス制度を中止することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

インボイス制度の中止を求める意見書

本年10月から実施された消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、自由な商取引から中小企業・小規模事業者が排除される可能性があることや、事業者の事務負担が増大すること等が問題となっている。

これまで、売上高1,000万円以下の個人事業主、農家、アニメーター、一人親方、シルバー人材センターで働く高齢者、フリーランス等は、免税事業者として消費税の納税義務が免除されていたが、適格請求書（インボイス）を発行するためには課税事業者となる必要があることから、新たに消費税の納税義務が発生することとなる。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスが必要であり、免税事業者との取引は仕入税額控除の適用を受けられないため、免税事業者が課税事業者となることを選択しなかった場合、取引を敬遠される可能性がある。

本年6月の国会では、年間売上げ300万円のフリーランスの場合、インボイス制度の実施により消費税負担が年間13.6万円も増加することを財務省も認めており、これだけ多額の負担を強いる制度では、影響を受ける人の数は計り知れない。

令和4年10月にアニメ業界で働くフリーランスを対象に実施された民間調査結果によると、約25%がインボイス制度の実施を契機として「廃業することを決めている」、「廃業する可能性がある」と回答している。生み出す商品やサービスの内容以前にインボイスの有無が取引基準となる制度は、長引くコロナ禍や異常な物価高騰によって大打撃を受けている業種に一層の追い打ちを掛けるとともに、更なる廃業を助長し、産業の衰退を加速させるものにほかならない。

こうした中、全国の地方自治体では、インボイス制度の中止や延期、見直しなどを国に求める意見書が本年6月議会だけでも33自治体で相次いで採択され、既に採択済みの自治体と合わせ、36都道府県207自治体で採択されている。

また、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって

集めたインボイス制度の反対署名、約54万筆が本年9月29日に岸田文雄首相側に手渡されるなど、インボイス制度が国民に受け入れられていないことは明白である。

よって、本市議会は国に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様